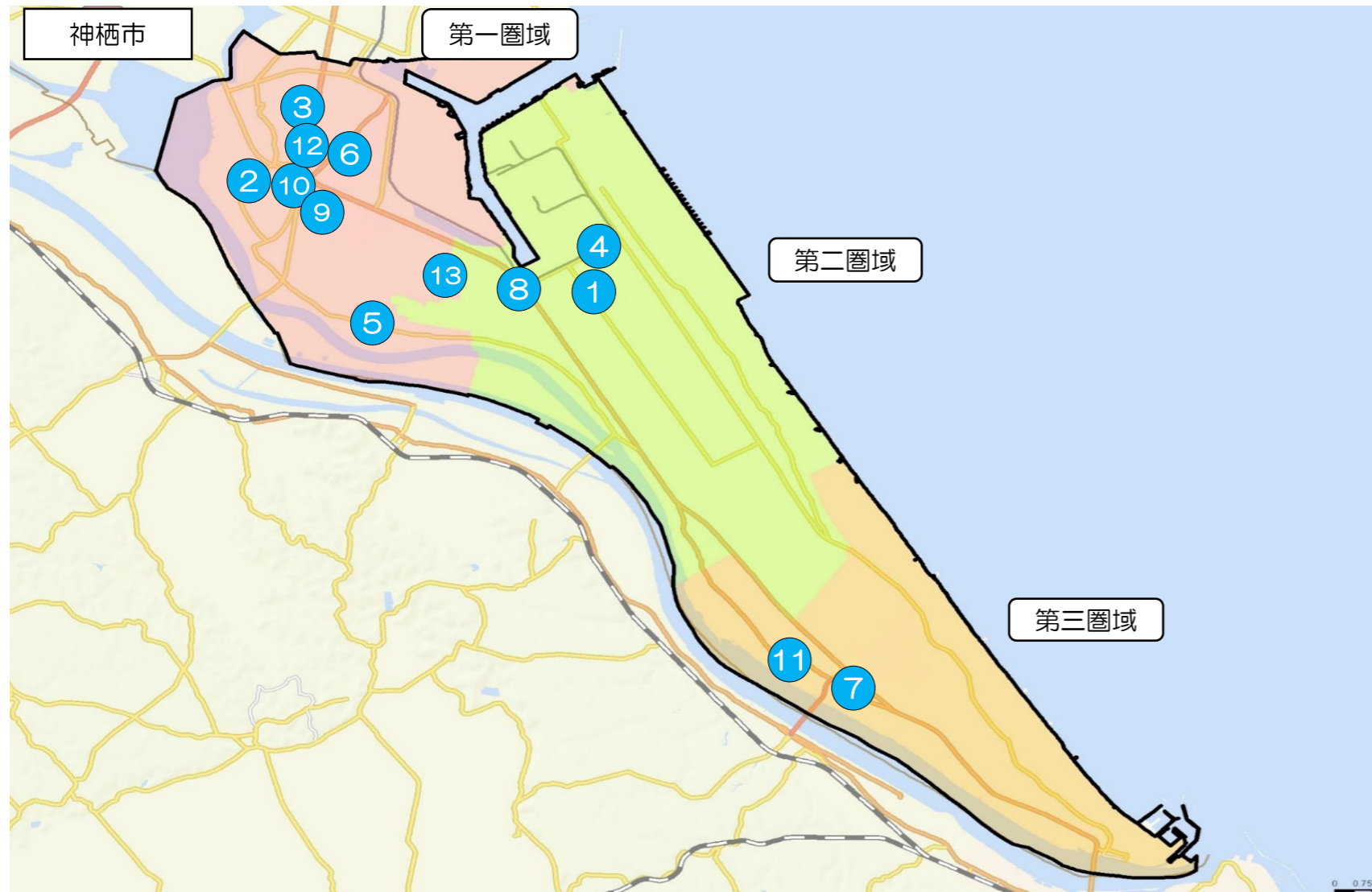


神栖市の在宅医療実施医療機関

「関東信越厚生局 届出受理医療機関名簿（令和元年12月1日現在）」より
「茨城県医療情報提供システム（令和2年1月6日掲載時点）」より

神栖市在宅医療実施医療機関一覧

No.	医療機関名	住所	総病床数	一般病床数	療養病床数	結核病床数	精神病床数	感染症病床数	(支援診1)	(支援診2)	(支援診3)	(在診実1)	(在診実2)	(支援病1)	(支援病2)	(支援病3)	(在病実1)	(在病実2)	(在医総管)	(在総)	(在看)	(在後病)	(在訪褥)	(在血液)	(在調)	(在薬)
									0	0	5	0	0	1	0	0	0	0	7	6	1	0	0	0	0	0
1	神栖済生会病院	神栖市知手中央7-2-45	179	140	39									○					○	○						
2	社会福祉法人白十字会 白十字総合病院	神栖市賀2148	304	214	90																○					
3	医療法人 玉心会 鹿嶋ハートクリニック	神栖市平泉1番168	19	19						○									○	○						
4	かしまなだ診療所	神栖市知手中央3-4-21	0																○							
5	人見医院	神栖市芝崎332番地	0							○									○	○						
6	五郎台ファミリークリニック	神栖市深芝南2-11-12	0							○									○	○						
7	ひかりクリニック	神栖市矢田部7801-31	0							○									○	○						
8	かみす中央メディカルクリニック	神栖市知手3061-101	0							○									○	○						
9	牧医院	神栖市神栖1-17-20	0																							
10	坂本医院	神栖市平泉2769	0																							
11	医療法人 永木外科胃腸科医院	神栖市矢田部2959-1	0																							
12	にへいなかよしクリニック	神栖市平泉1-74	0																							
13	河島医院	神栖市溝口5539-1	0																							



※1 No.1~8の医療機関（黄色）は「関東信越厚生局 届出受理医療機関名簿（令和元年10月1日現在）」を参照
 ※2 No.9~13の医療機関（緑色）は「茨城県医療情報提供システム（令和2年1月6日掲載時点）」を参照
 No.10、No.11、No.12の医療機関は訪問診療・往診を実施、No.9、No.13の医療機関は往診を実施

略称と届出名称について

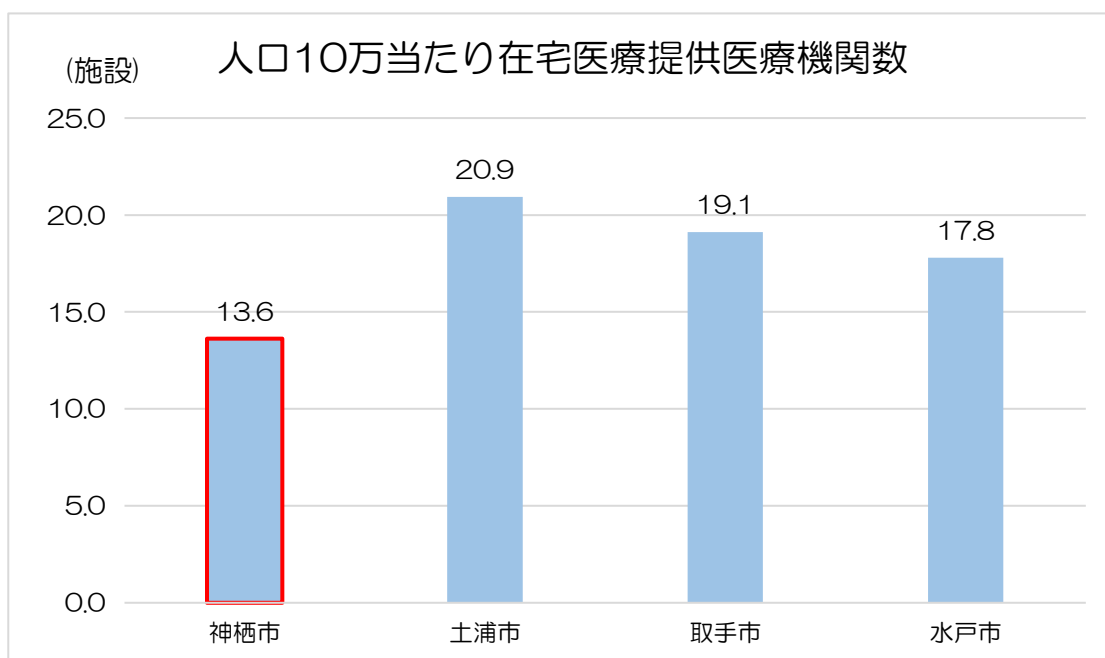
- （支援診1）：厚生労働省「特掲診療料の施設基準等」第9の1の（1）に規定する在宅療養支援診療所
- （支援診2）：厚生労働省「特掲診療料の施設基準等」第9の1の（2）に規定する在宅療養支援診療所
- （支援診3）：厚生労働省「特掲診療料の施設基準等」第9の1の（3）に規定する在宅療養支援診療所
- （在診実1）：厚生労働省「特掲診療料の施設基準等」第9の2の（4）に規定する在宅療養実績加算1
- （在診実2）：厚生労働省「特掲診療料の施設基準等」第9の2の（5）に規定する在宅療養実績加算2
- （支援病1）：厚生労働省「特掲診療料の施設基準等」第14の2の1の（1）に規定する在宅療養支援病院
- （支援病2）：厚生労働省「特掲診療料の施設基準等」第14の2の1の（2）に規定する在宅療養支援病院
- （支援病3）：厚生労働省「特掲診療料の施設基準等」第14の2の1の（3）に規定する在宅療養支援病院
- （在病実1）：厚生労働省「特掲診療料の施設基準等」第14の2の2の（2）に規定する在宅療養実績加算1
- （在病実2）：厚生労働省「特掲診療料の施設基準等」第14の2の2の（2）に規定する在宅療養実績加算2
- （在医総管）：在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料
- （在総）：在宅がん医療総合診療料
- （在看）：在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料
- （在後病）：在宅療養後方支援病院
- （在訪褥）：在宅患者訪問褥瘡管理指導料
- （在血液）：在宅血液透析指導管理料
- （在調）：在宅患者調剤加算
- （在薬）：在宅患者訪問薬剤管理指導料

神栖市における人口10万人あたり在宅医療提供医療機関数

	総人口	在宅医療提供医療機関	人口10万あたり在宅医療提供医療機関数
神栖市	95,428	13	13.6
土浦市	138,557	29	20.9
取手市	104,611	20	19.1
水戸市	269,763	48	17.8

出典：関東信越厚生局「届出受理医療機関名簿（令和2年1月1日現在）」

出典：茨城県「茨城県の人口と世帯（令和2年1月1日現在）」



市町村	人口総数	在宅医療の届出医療機関数	10万人当り在宅提供医療機関数
土浦市	138,557	29	20.9
境町	24,123	5	20.7
つくば市	241,808	49	20.3
利根町	15,339	3	19.6
取手市	104,611	20	19.1
下妻市	41,861	8	19.1
茨城町	31,785	6	18.9
太子町	15,993	3	18.8
龍ヶ崎市	76,723	14	18.2
水戸市	269,763	48	17.8
桜川市	39,611	7	17.7
筑西市	100,658	17	16.9
常陸大宮市	39,775	6	15.1
八千代町	21,180	3	14.2
神栖市	95,428	13	13.6
鹿嶋市	67,320	9	13.4
常陸太田市	48,605	6	12.3
かすみがうら市	40,662	5	12.3
行方市	32,553	4	12.3
結城市	50,748	6	11.8
牛久市	84,589	10	11.8
つくばみらい市	50,880	6	11.8
ひたちなか市	155,045	17	11.0
高萩市	27,784	3	10.8
笠間市	74,249	8	10.8
鉾田市	46,414	5	10.8
守谷市	67,991	7	10.3
北茨城市	41,989	4	9.5
那珂市	53,313	5	9.4
常総市	59,675	5	8.4
阿見町	47,803	4	8.4
石岡市	72,968	6	8.2
日立市	175,635	14	8.0
坂東市	51,853	4	7.7
稲敷市	39,702	3	7.6
古河市	139,107	9	6.5
小美玉市	49,165	3	6.1
東海村	37,688	2	5.3

市町村	人口総数	在宅医療の届出医療機関数	10万人当り在宅提供医療機関数
潮来市	27,759	1	3.6
城里町	18,352	0	0.0
大洗町	15,987	0	0.0
美浦村	14,593	0	0.0
河内町	8,413	0	0.0
五霞町	8,268	0	0.0
茨城県全体	2,866,325	377	13.2
千葉県全体	6,278,741	665	10.6
栃木県全体	1,940,108	287	14.8
埼玉県全体	7,338,536	909	12.4
群馬県全体	1,935,400	425	22.0
東京都全体	13,951,636	2,795	20.0
山梨県全体	810,933	101	12.5
福島県全体	1,840,139	299	16.2

銚子市	58,943	4	6.8
香取市	72,838	7	9.6
旭市	64,215	5	7.8

支援診1	厚生労働省「特掲診療料の施設基準等」「第9」の1の(1)に規定する在宅療養支援診療所	地域における患者の在宅療養において、患者からの連絡を一元的に当該診療所で受けるとともに、患者の診療情報を集約する等の機能を果たす。 (2,3との主な違い) <ul style="list-style-type: none"> 常勤医3名以上 当該診療所での緊急往診実績5件以上/年 当該診療所での在宅での看取り実績2件以上/年
支援診2	厚生労働省「特掲診療料の施設基準等」「第9」の1の(2)に規定する在宅療養支援診療所	地域における患者の在宅療養において、患者からの連絡を一元的に当該診療所で受けるとともに、患者の診療情報を集約する等の機能を果たす。 (1,3の主な違い) <ul style="list-style-type: none"> 常勤医3名以上 当該診療所および協力医療機関での緊急往診実績5件以上/年 当該診療所および協力医療機関での在宅での看取り実績2件以上/年
支援診3	厚生労働省「特掲診療料の施設基準等」「第9」の1の(3)に規定する在宅療養支援診療所	地域における患者の在宅療養において、患者からの連絡を一元的に当該診療所で受けるとともに、患者の診療情報を集約する等の機能を果たす。 (1,3の主な違い) <ul style="list-style-type: none"> 常勤医：指定なし 緊急往診実績：指定なし 在宅での看取り実績：指定なし 当該診療所において、24時間連絡を受ける保険医・看護職員の指定が必要。
在診実1	厚生労働省「特掲診療料の施設基準等」の「第9」の2の(4)に規定する在宅療養実績加算1	緊急の往診及び在宅における看取りについて、相当の実績を有していること。
在診実2	厚生労働省「特掲診療料の施設基準等」の「第9」の2の(5)に規定する在宅療養実績加算2	緊急の往診及び在宅における看取りについて、相当の実績を有していること。 在宅医療を担当する医師であって、緩和ケアに関する適切な研修を受けた者が配置されていること。
支援病1	厚生労働省「特掲診療料の施設基準等」の「第14の2」の1の(1)に規定する在宅療養支援病院	病院単独で、緊急時の連絡体制及び24時間往診できる体制等を確保している。 (2,3の主な違い) <ul style="list-style-type: none"> 許可病床200床未満 常勤医3名以上 緊急の往診実績10件以上/年
支援病2	厚生労働省「特掲診療料の施設基準等」の「第14の2」の1の(2)に規定する在宅療養支援病院	病院単独で、緊急時の連絡体制及び24時間往診できる体制等を確保している。 (1,2の主な違い) <ul style="list-style-type: none"> 許可病床200床未満 在宅支援連携体制を構築する他の医療機関と併せて常勤医3名以上 在宅支援連携体制を構築する他の協力医療機関と併せて緊急の往診実績10件以上/年（当該病院4件以上/年）

支援病3	厚生労働省「特掲診療料の施設基準等」の「第14の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院	病院単独で、緊急時の連絡体制及び24時間往診できる体制等を確保している。 (1,2の主な違い) ・許可病床200床未満 ・常勤医：指定なし ・緊急の往診実績：指定なし
在病実1	厚生労働省「特掲診療料の施設基準等」の「第14の2」の2の(2)に規定する在宅療養実績加算1	緊急の往診及び在宅における看取りについて、相当の実績を有していること。
在病実2	厚生労働省「特掲診療料の施設基準等」の「第14の2」の2の(2)に規定する在宅療養実績加算2	緊急の往診及び在宅における看取りについて、相当の実績を有していること。 在宅医療を担当する医師であって、緩和ケアに関する研修を受けた者を配置すること。
在医総管	在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料	緊急の往診及び在宅における看取りについて、相当の実績を有していること。 在宅医療を担当する医師であって、緩和ケアに関する研修を受けた者を配置すること。
在総	在宅がん医療総合診療料	在宅療養支援診療所または在宅療養支援病院が、在宅での療養を行っている通院が困難な末期の悪性腫瘍の患者に対して往診及び訪問看護により24時間対応している体制を確保し、計画的な医学管理のもとに、総合医療を提供した際に1週間を単位として算定する。
在看	在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料	在宅での療養を行っている通院困難な患者の病状に基づいて訪問看護・指導計画を作成し、かつ、当該計画に基づき実際に患家を定期的に訪問し看護及び指導を行った場合に算定する。
在後病	在宅療養後方支援病院	在宅において療養を行っている患者を緊急時に受け入れる病院。許可病床400床未満に限る。
在訪褥	在宅患者訪問褥瘡管理指導料	在宅褥瘡管理者を含む在宅褥瘡対策チームが、褥瘡予防や管理が難しく重点的な褥瘡管理が必要な者に対し、褥瘡の改善等を目的として、共同して指導管理を行うことを評価したもの。
在血液	在宅血液透析指導管理料	継続的な血液透析を必要とし、かつ安定した病状のあるものについて、在宅において実施する血液透析療法をいう。
在調	在宅患者調剤加算	保険薬局において、在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者、その他厚生労働大臣が定める患者に対する調剤を行った場合に算定される。
在薬	在宅患者訪問薬剤管理指導料	在宅での療養を行っている患者であって、疾病、負傷のために通院による療養が困難な者について、薬剤師が患者の同意を得て、患家を訪問して薬剤管理指導記録に基づいて、直接患者またはその家族等に服薬指導、服薬支援その他薬剤的管理指導を行った場合に算定する。